

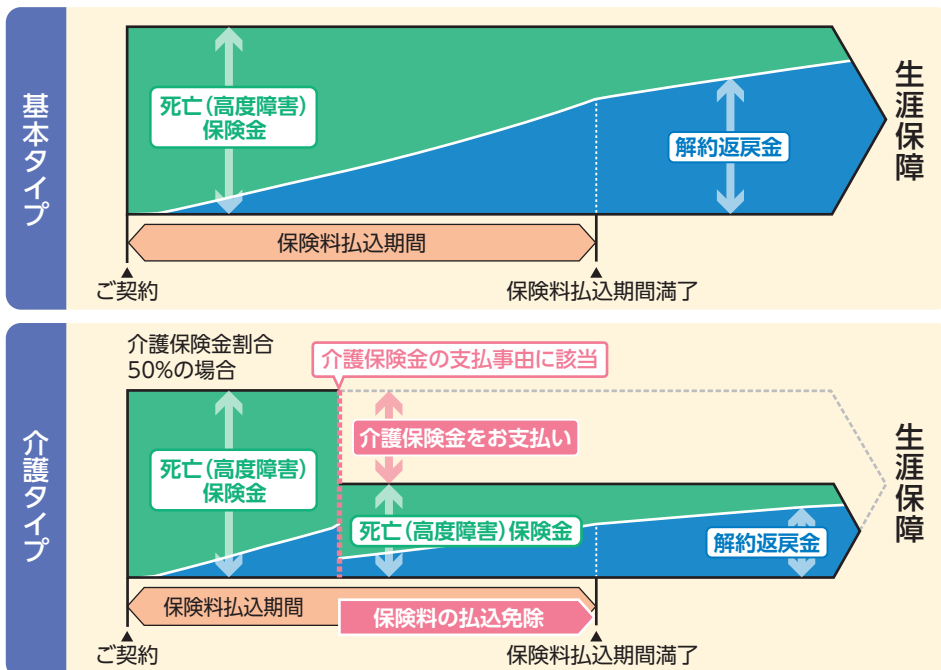
米国ドル建終身保険PG

保険商品名称: 米国ドル建終身保険

この保険は、「円」に比べて魅力的な利率である「米ドル」で取り扱っています。

特徴	いろいろな資金ニーズに対応することができます。	ご準備できる資金
1	ご契約直後から 死亡保障 を確保、保険料払込満了後も 保障は生涯続きます 。 認知症*1・要介護2以上*2 で、 介護保険金 が 介護保険金受取人*3 に支払われます。 以後の保険料は免除 されます。 介護保険金受取人は、 介護を託したいご家族 も指定できます。	<input checked="" type="checkbox"/> 家族の生活保障資金
2	[介護タイプにご加入の場合] *1 器質性認知症と医師により診断確定され、所定の状態に該当した場合に支払われます。 *2 公的介護保険制度による認定です。満65歳未満の場合、所定の要介護状態に該当し180日以上継続しているとき、お支払いします。 *3 介護保険金受取人の指定には一定の制限があります。 ※介護保険金の支払事由、介護保険金受取人について、くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」等をご覧ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 介護資金
3	相続対策 や 生前贈与 に活用できます。	<input checked="" type="checkbox"/> 相続・生前贈与資金
4	解約時にお支払いする金額(米ドル建) は経過期間に応じて 生涯増え続けます 。 ※経過年数・払込年月数等によって金額は異なります。そのため、短期間で解約される場合等、解約返戻金はないか、あってもごくわずかとなることがあります。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育資金 <input checked="" type="checkbox"/> 介護・医療資金 <input checked="" type="checkbox"/> 老後生活資金

イメージ図 2つのタイプから選べます。



■お支払いについて

死亡保険金

被保険者が死亡されたときに死亡保険金受取人にお支払いします。

高度障害保険金

被保険者が所定の高度障害状態になられたときに被保険者にお支払いします。

介護保険金

被保険者が器質性認知症による所定の状態になられたとき、所定の要介護状態になられたときに死亡保険金の一部または全部を介護保険金受取人にお支払いします。

※お支払いする金額は【死亡保険金額×介護保険金割合】となります。

※介護保険金割合は、ご契約時に10%・30%・50%・100%よりご選択いただけます。

※介護保険金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは免除されます。

※介護タイプのみのお取扱いです。

■解約返戻金について

解約されたときにお支払いします。

※この保険は低解約返戻金型ではありません。

保険料の払込免除

基本タイプ・介護タイプともに、被保険者が所定の不慮の事故を原因として所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みは免除されます。



- この商品はPGF生命を引受保険会社とする保険商品です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。
- この商品は米ドル建です。保険料のお払込み・保険金のお受取り等金銭の授受を円貨で行う場合、為替リスクが生じます。
- この「商品概要書」は商品の概要を説明するための資料です。ご検討・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

この保険の主なお取り扱い・特約について

保険期間	終身(更新なし)	契約年齢範囲*1 (被保険者の満年齢)	【基本タイプ】0歳~75歳 【介護タイプ】6歳~75歳	保険料払込方法 解約返戻金	月払・半年払・年払 あり
保険料払込期間	3年・5年・10年・15年・20年・25年・30年・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳、終身払				
最低保険料	月払:30米ドル/半年払:180米ドル/年払:360米ドル			配当金	なし(無配当)
最高保険金額	【基本タイプ(死亡(高度障害)保険金額)】700万米ドル*2 【介護タイプ(介護保険金額*3)】100万米ドル*2				
最低死亡保険金額	2万米ドル				
疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により所定の身体障害状態になられたとき、 以後の保険料のお払込みが免除されます。(基本タイプのみ)				有料 ↑ 付加すること ができません ↓ 無料で 付加すること ができます
指定代理請求特約	所定の事情により受取人が保険金を請求できないときなど、あらかじめ契約者が指定した代理人が 請求することができます。				
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、生前に死亡保険金の全部または一部を受け取る ことができます。				
円換算払込特約/円換算支払特約/円換算貸付特約/保険金等の支払方法の選択に関する特約/介護前払特約					

*1 保険料払込期間によって異なります。 *2 契約年齢によって異なります。また、ご契約時の為替レートによって、別途制限されることがあります。
*3 介護タイプの場合、死亡保険金の最高金額はご指定の介護保険金割合によって異なります。

■保険料が払えなくなった場合など、保障を継続させるためのさまざまなお取扱いがあります。

- 減額(一部解約)
 - 払済保険
 - 延長定期保険*4
 - 契約者貸付
- *4 介護タイプでは、延長定期保険に変更することはできません。

必ずご確認ください事項

●為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨でお払込みいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合、**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

●ご契約にかかる費用について

本商品にかかる諸費用は **1** ~ **6** の合計額となります。

- 1 保険料より控除される費用**
お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 2 保険料を円でお払込みいただく場合の費用**
「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお払込みいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2026年4月現在:指定銀行のTTM+50銭)。
- 3 保険金等を円でお受取りいただく場合の費用**
「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2026年4月現在:指定銀行のTTM-1銭)。
- 4 保険料を米ドルでお払込みいただく場合、保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用**
取扱金融機関により諸手数料*1(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。米ドルで保険料をお払込みいただく場合の手数料*1(PGF生命の口座に送金するための送金手数料)をご負担いただく場合があります。米ドルで保険金等をお受取りいただく場合の手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。
*1 金融機関ごとに手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
※クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受取りいただく場合の費用も同様です。
- 5 保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用**
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2026年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。
- 6 解約(減額)の際にご負担いただく費用**
契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*2)を控除した金額が解約返戻金額となります。
*2 解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

募集代理店
手数料について

募集代理店手数料として、PGF生命から募集代理店に対し、払込保険料の総額に下表の支払率を乗じた金額が支払われます。募集代理店手数料は、ご契約の手続きおよびご契約の維持・管理等の対価として支払われます。**「お客さまにご負担いただく諸費用等」に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。**

保険料払込期間	3年	5年	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上	
支払率	初年度	6.00%	5.30%	3.08%	2.78%	2.50%	1.67%
	次年度以降	1年あたり0.34%	1年あたり0.90%	1年あたり0.84%	1年あたり0.56%	1年あたり0.44%	1年あたり0.34%
支払期間	2年	4年	9年	9年	9年	9年	

※当該例表は、各保険料払込期間の範囲内における支払率の上限を示したものです。個別の支払率については募集代理店の担当者までお問い合わせください。
※PGF生命所定の為替レートにより円に換算した上で支払われます。

募集代理店(販売窓口です)

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111(大代表)

引受保険会社(実際にご契約いただく会社です)「PGF生命」は「ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー

PGF生命コールセンター(通話料無料) **0120-56-2269**

受付時間/平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

AK-314126-08 PGF-J-2025-556(2026.4.1)

2026年4月版

販売会社：株式会社 足利銀行

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当行は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	米国ドル建終身保険 PG (米国ドル建終身保険／無配当)
組成会社（引受保険会社）	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社（P G F 生命）
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約当初から一生涯にわたる器質性認知症への保障^{*1}、介護保障^{*1}、高度障害保障、死亡保障を確保できる終身保険です。 ・*1 介護タイプのみとなります。 ・介護タイプの場合、器質性認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金^{*2}）を、ご家族（介護保険金受取人^{*3}）に託することができます。 ・*2 介護保険金は介護費用や介護離職による介護者の収入減少に充てるために使われるものです。 ・*3 介護保険金受取人の指定には一定の制限があります。 ・保険料を定期的にお払込みいただくことで、米ドル建の保険で将来に向けた資産形成を行うことができます。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約当初から高度障害保障、死亡保障が一生涯にわたり続きます。 ・介護タイプの場合、器質性認知症への保障、要介護 2 からの介護保障が一生涯にわたり続きます。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<p>この商品は、以下のご意向がある 0 歳から 75 歳のお客さま^{*1}を念頭に組成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・*1 介護タイプの場合、6 歳から 75 歳のお客さまとなります。 ・定期的にお払込みいただく保険料を米ドル建で長期にわたり運用しながら、終身にわたる認知症への保障^{*2}、要介護 2 からの介護保障^{*2}、高度障害保障、死亡保障を準備したいお客さま。 ・*2 介護タイプのみとなります。 ・介護タイプの場合、認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金）を、ご家族（介護保険金受取人）に託したいお客さま。 <p>この商品は P G F 生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています（長期の保有を想定して組成している商品のため、特に契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます）。</p> <p>あわせて、為替の変動について理解でき、安定的な収入または一定の金融資産を確保している方を想定しています。</p>
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず金融商品の契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレットやご契約のしおり等をご確認ください。
クーリング・オフの有無	<p>クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（意向確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。</p>

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	<p>【為替変動リスク】</p> <p>この商品は米ドル建であり、円貨でお申込みいただく場合、または円貨でお受取りいただく場合保険料、保険金、解約返戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。 ・保険金等を円に換算した額が、お申込みになった円換算の保険料の総額を下回ることがあります。 <p>【解約時の元本割れリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約返戻金額は払込保険料総額を下回ることがあります。
〔参考〕 米ドルの騰落率	<p>【米ドル】 最大値30.4% 最小値▲17.3% 平均値2.5%</p> <p>※ 2016年1月～2025年12月までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p>
〔参考〕 解約返戻金推移(率)	個別の設計書をご確認ください。

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の「為替リスクについて」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット(デメリット)について説明してほしい。

3. 費用 (本商品の購入又は保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	<p>この商品には契約初期費用はありませんが、保険期間中、ご負担いただく費用があります。</p> <p>【保険料より控除される費用】</p> <p>お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。</p>
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	<p>【保険金・解約返戻金を年金でお受取りいただく場合の費用】</p> <p>年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2026年4月現在)を年金支払日に年金原資より控除します。</p>
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。
解約(減額)をした場合の費用 (解約控除など)	<p>契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約日(減額日)の責任準備金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*)を控除した金額が解約返戻金額となります。</p> <p>*解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。</p>
通貨の換算に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・円をドルに換算するとき、1ドルあたり50銭の費用が発生します。 ・ドルを円に換算するとき、1ドルあたり1銭の費用が発生します。

特約を付加した場合の費用	特約を付加した場合の通貨に関する費用は、以下のとおりです。			
	特約名称	換算レート ^{*1}	適用日 ^{*2}	
	円換算払込特約	TTM+50 銭	初回保険料（第1回保険料）	保険料払込日（PGF生命着金日）の前日
			2回目以降の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日
			前納保険料	保険料払込日（PGF生命着金日）の当日
	円換算支払特約	TTM-1 銭	死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金・解約返戻金	PGF生命が書類を受理した日の前日
			年金（年金の原資を米ドルとし、年金支払時に円換算する場合）	年金支払日の前日
			年金（年金の原資を一括で円換算し、円とする場合）	年金開始日の前日
	円換算貸付特約	TTM-1 銭	借入（契約者貸付の場合）	PGF生命が書類を受理した日の前日
		TTM+50 銭	返済（契約者貸付、保険料の自動振替貸付の場合）	返済日の前日
*1 PGF生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値（TTM）として用います。				
*2 PGF生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。				

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約にかかる費用について」に記載しています。

（質問例）⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・解約・減額（一部解約）はいつでも可能です。
- ・解約返戻金があるとき、解約返戻金をお支払いします。
- ・ご契約から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額（一部解約）する場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約の解約と解約返戻金」に記載しています。

（質問例）⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、この商品の組成会社であるPGF生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、払込保険料総額に下表の支払率を乗じた金額の手数料（代理店手数料）をいただきます。

保険料払込期間		3年	5年	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
支払率	初年度	6.00%	5.30%	3.08%	2.78%	2.50%	1.67%
	次年度以降	1年あたり 0.34%	1年あたり 0.90%	1年あたり 0.84%	1年あたり 0.56%	1年あたり 0.44%	1年あたり 0.34%
		支払期間	2年	4年	9年	9年	9年

※当該例表は、各保険料払込期間の範囲内における支払率の上限を示したものです。

個別の支払率については募集代理店の担当者までお問い合わせください。

※PGF生命所定の為替レートにより円に換算した上で支払われます。

当行は、この商品の組成会社等との間で、株式保有等の資本的関係や、出向等の人的関係等の特別な関係性を有していません。

当行の営業職員に対する業績評価上、この生命保険の販売が、他の同様の機能や保障等の特徴を有する生命保険の販売より高く評価されることはありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」をご参照ください。

(URL) <https://www.mebuki-fg.co.jp/company/fd/>

(質問例) ③ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要 (NISA、iDeCo の対象が否かもご確認ください)

【保険料】

主契約 (基本タイプ) および主契約 (介護タイプ) の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

疾病障害による保険料払込免除特約の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

【死亡保険金】

契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税または贈与税または所得税 (一時所得) + 住民税の対象となります。

【介護保険金、高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約 (10) および介護前払特約による保険金等の受取人】

被保険者となる場合、所得税および住民税は非課税となります。

【介護保険金の受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合】

所得税および住民税は非課税となります。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。

【解約返戻金 (主契約・特約)】

解約返戻金額と払込保険料総額等の差額が所得税 (一時所得) + 住民税の対象となります。

※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※上記内容は 2025 年 12 月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼パンフレット」の「税務のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報 (契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

P G F 生命が作成した「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼パンフレット」

<https://www.pgf-life.co.jp/st/products/dollarwlex/general02/pdf/1.pdf>



※販売中商品の最新版を掲載しています。

契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼パンフレット」を交付いたします。